

「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の進捗状況(令和6年度)

施策の方向性	実施した主な施策(令和6年度実績)
基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	
1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報ライブラリーの運営</li> <li>・広報紙の発行(年3回) 各5,000部発行</li> <li>・男女共同参画パネル貸出</li> <li>・ホームページ、SNSの充実</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動(パープルライトアップなど)」の啓発活動を実施した。</li> <li>・DV防止フォーラムの開催 1回</li> <li>・デートDV防止講座の実施 5回</li> <li>・県政出前講座「知っていますか？デートDV」の実施 33回</li> <li>・希望する方が妊娠・出産を実現できるよう、若いうちから妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識を持つ、自身の健康管理を意識する「フレコンセプションケア」の推進を図るために、健康教育(出前講座)を実施した。(40回)</li> <li>児童生徒の発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく「性に関する指導」の充実を図った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性に関する指導」課題解決検討委員会の開催 4回開催。うち1回は授業研究会。(6年6月18日、6年8月27日、7年2月4日)</li> <li>・「性に関する指導」指導者研修会の開催(6年8月6日 参加者 217人)</li> <li>・「性に関する指導」授業研究会の開催 本庄市立藤田小学校(6年11月27日 参加者 59人) 加須市立昭和中学校(6年10月16日 参加者 44人) 県立進修館高校(6年10月23日 参加者 31人)</li> </ul> </li> <li>・予期せぬ妊娠等の悩みを抱える者からの電話相談・メール相談に応じる「にんしんSOS埼玉」を開設し、関係機関と連携しながら相談業務を実施した。(相談件数:2,158件)</li> <li>・国や県からの性暴力被害防止に関する通知・資料等を送付し、幼児児童生徒や教職員に対して周知・啓発を実施した。</li> <li>・非行防止教室のテーマとして「自殺の未然防止・性非行・わいせつ等」に関するテーマを例示するなど、児童生徒への啓発活動を実施した。(公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校(1,249校)において、年1回以上開催。)</li> <li>・公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教委担当者を対象とした人権教育研修会を実施した。(5回)</li> <li>・私立学校の教職員を対象に、人権教育研修会を年11回実施した。 ※小・中・高等・中等教育・特別支援学校教職員対象:5回 幼稚園教職員対象:7回 専修・各種学校教職員対象:3回(うち、2回は全校種対象で実施)</li> <li>・教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会を開催した(1回、動画配信により74名受講)</li> <li>・公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教委担当者を対象とした人権教育研修会を実施した。(5回)</li> <li>・さいたま市との共催による性暴力防止セミナーの開催 1回</li> <li>・新入学の大学生等に対し性犯罪被害防止にかかる防犯指導の実施 6校818名</li> </ul>
2 アウトリーチなどによる早期の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットや相談案内カードを配布した。(中高生向け:67,000部、相談案内カード:55,000部)</li> <li>・各種メディア(県広報誌、HP、ラジオ、テレビ)、SNSなどを活用した広報啓発を実施した。</li> <li>・ウェブチャット相談 週3回実施した。相談件数570件</li> <li>・インターネット相談(24時間受付):120件</li> <li>・SNS(LINE)相談「こころのサポート@埼玉」の実施:毎日19時~23時</li> <li>・若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施した。 また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行った。(民間団体補助1件)</li> <li>・埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議を開催した。(2回)</li> </ul>
3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供した。(民間団体補助1件)</li> <li>・女性のためのセミナー＆グループ相談会の開催 6回</li> <li>・メタバース空間での交流会の実施 3回</li> </ul>
4 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催 2回</li> <li>・女性相談支援員連絡会議の開催 2回</li> <li>・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催 3回</li> <li>・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした各地域における研修会の開催 4回</li> <li>・県福祉事務所窓口等におけるひとり親家庭の相談及び支援の実施した。(16,603件)</li> <li>・県福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置した。(計23名)</li> <li>・性犯罪等相談支援体制の維持(24時間365日相談受付等) 相談件数2,108件</li> <li>・性犯罪等被害者支援施策の周知・広報 支援カード作成150,000枚 県内中学・高校1年生へ配布等</li> <li>・外国人総合相談センター開催の研修会へ参加し、関係機関からの情報収集を行った。</li> <li>・外国人から相談を受けた際、必要に応じて、外国人総合相談センターの案内を行った。</li> <li>・外国人総合相談センター埼玉が相談を受けた際に、男女共同参画推進センターを案内。対応可能な言語について電話通訳を実施した。</li> <li>・市町村担当会議において基本計画策定を呼び掛けた。(1回)</li> <li>・居所の不安定な妊婦に対して、緊急一時的に居所支援を行った。(利用件数:2人)</li> <li>・市町村担当会議において女性相談支援員配置を呼び掛けた。(1回)</li> </ul>

施策の方向性	実施した主な施策(令和6年度実績)
5 一時保護の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、自立のための支援を行った。</li> <li>・一時保護をした女性及び同伴児童が適切に心理教育・心のケア等が受けられるよう体制整備を行った。</li> <li>・被害者同伴児童に対する面接の実施</li> <li>・一時保護をした女性の同伴児童が適切に保育・教育が受けられるよう体制整備を行った。</li> <li>・一時保護施設における専門スタッフ等による保育・学習の実施</li> <li>・福祉事務所(県及び市(政令市除く))が、緊急に母子を母子生活支援施設に入所させた場合に県が費用を支弁した。</li> <li>・外国人の支援対象者に対し通訳や翻訳機械等を活用した一時保護対応の実施した。</li> <li>・障害のある支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な障害者支援施設などへの入所支援を行った。</li> </ul> <p>市町村が実施する地域生活支援事業のうち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」(事業内容は以下のとおり。)に対し、その経費の一部を県が補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験利用等居室確保事業</li> <li>・専門的人材の確保・育成等</li> <li>・拠点コーディネート事業</li> </ul> <p>・県、保健所及び市町村ごとの協議の場の実施による、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県による協議の場を2回実施</li> <li>・全13保健所による協議の場を実施</li> </ul> <p>・高齢の支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な高齢者施設などへの入所支援を行った。</p> <p>・管内43福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施。</p> <p>・施設入所が必要な高齢者がいる世帯についても、保護の迅速な決定と適切な制度の運用について、問題点があれば助言指導を行った。</p> <p>・一時保護委託を実施する民間団体と情報共有や意見交換を行った。</p> <p>・一時保護委託に係る課題等について民間団体(一時保護委託先)と情報共有や意見交換を行った。</p> <p>・支援対象女性の同伴児童に対し、適切な支援を行った。</p> <p>・要保護児童対策地域協議会の調整機関である市町村児童相談窓口の中心を担っていく職員(キーパーソン)を養成する研修を開催し、この中で要保護児童対策地域協議会の運営について講義・演習を行った。受講者28名。</p> <p>・子育てに悩みを抱える保護者やこども本人からの相談に対して、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、SNSを活用した、相談窓口を設置し対応を行った。R6年度相談件数:1,504件</p>
6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援	<p>様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、自立のための支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への移送及び同行支援</li> <li>・心理ケア(フィードバック面接)</li> </ul> <p>・心のケア電話相談の実施 相談件数85件</p> <p>・心理教育プログラムの実施(2コース) 参加者数12組</p> <p>・退所者に対し、退所後の地域での生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。</p>
7 日常生活の回復の支援	<p>・支援対象の入所者に対し、個々の意向や状況に応じた自立のための支援を行った。</p> <p>・退所者に対し、退所後の地域での生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整や生活物品の調達など支援を実施した。</p> <p>・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。(5件)</p>
8 同伴児童などへの支援	<p>・心のケア電話相談の実施 相談件数85件【再掲】</p> <p>・心理教育プログラムの実施(2コース) 参加者数12組【再掲】</p> <p>・心理的ケアを実施するための嘱託医師の配置及び治療的プログラム事業を実施した。</p> <p>・心理療法を必要とする児童等及び母子に、心理療法を実施し、自立を支援した。 ※必要な要件(職員の資格、対象者の心理療法の必要性等)を満たした場合に配置できる。</p> <p>・県保健所において、子どもとその家族に対して相談支援(延べ913件)を行った。</p> <p>支援対象女性の同伴児童に対し、適切に教育、心のケア等が受けられるよう体制整備を行った。</p> <p>・被害者同伴児童に対する面接の実施した。</p> <p>・支援対象女性の同伴児童に対して、被虐待児の場合が多いため、市町村との連携を行い、適切な支援を行った。</p> <p>・要保護児童対策地域協議会の調整機関である市町村児童相談窓口の中心を担っていく職員(キーパーソン)を養成する研修を開催し、この中で要保護児童対策地域協議会の運営について講義・演習を行った。受講者28名。【再掲】</p> <p>・子育てに悩みを抱える保護者やこども本人からの相談に対して、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、SNSを活用した、相談窓口を設置し対応を行った。R6年度相談件数:1,504件【再掲】</p> <p>・児童福祉法第24条第3項の規定により保育所等に入所する児童の利用の調整を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮を行った。</p> <p>支援対象女性の同伴児童が適切に教育が受けられるよう体制整備を行った。</p> <p>・一時保護施設における専門スタッフ等による保育・学習の実施した。</p>

施策の方向性	実施した主な施策(令和6年度実績)
8 同伴児童などへの支援(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設において、児童の養育支援に関する助言及び指導並びに関係機関との調整等の支援を行う職員を配置し、母子に対する支援をした。</li> <li>・支援対象女性の同伴児童の就学について、転宅先の学校情報など、情報提供を行った。</li> <li>・支援対象女性の同伴児童等に対し、市町村の母子保健、子ども福祉部門や教育部門と連携し、適切な支援を行った。</li> </ul>
9 支援対象者に寄り添った自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、本人の希望を確認し、実現可能な自立のための支援を行った。</li> <li>・自立支援計画の策定</li> <li>・様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、自立のための支援を行った。</li> <li>・様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、心身の不調に対し、医療機関受診の同行を行った。</li> <li>・支援対象女性の自立のための支援を行った。</li> <li>・心理ケア(フィードバック面接)</li> <li>・心のケア電話相談の実施 相談件数85件【再掲】</li> <li>・心理教育プログラムの実施(2コース) 参加者数12組【再掲】</li> <li>・退所者に対し、退所後の地域での生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。</li> <li>・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。(5件)【再掲】</li> <li>・県営住宅入居者の定期募集の抽選において、母子世帯やDV被害者等に対して優遇措置を適用した。適用数1,232件</li> <li>・DV被害者の緊急避難的な住まいとして県営住宅を一時的に提供した。提供数2件</li> </ul>
10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象女性の自立のための支援を行った。</li> <li>・転宅支援(アパート転宅、母子生活支援施設)</li> <li>・離職等により住居を失った方、失うおそれのある方等に対し一定期間家賃相当額を支給した。(支給実績6件)</li> <li>・県福祉事務所及び市福祉事務所が、母子を母子生活支援施設に入所させた場合に必要な費用を弁償した。</li> <li>※母子生活施設に入所を依頼する必要がある場合に実施</li> <li>・支援対象女性の自立のための支援を行った。</li> <li>・転宅支援(ステップハウス)</li> <li>・あんしん賃貸住まいサポート店における住宅確保要配慮者の年間契約数 1,328件</li> <li>・退所後の就労による自立を支援するため、一步を踏み出すための準備講座(就職支援セミナー・キャリアカウンセリング等)を実施。</li> <li>・新しい生活への準備セミナー 4講座 計45回</li> <li>・埼玉しごとセンター女性コーナーにおいて、就職希望者に対する支援を実施。 埼玉しごとセンター女性コーナー就職確認者数:341人</li> <li>・女性キャリアセンターにおいて、働きたい女性に対しワンストップで就業支援を実施。 女性キャリアセンター就職確認者数:2,043人</li> <li>・高等技術専門校で求職者向けの職業訓練を実施した。 人材育成数384人</li> <li>・民間教育訓練機関を活用し、求職者向けの職業訓練を実施した。 人材育成数2,995人</li> <li>・ひとり親家庭等に法律相談やパソコン教室を実施した。(法律相談 23回開催、パソコン教室 4回開催)</li> <li>・管内43福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施。【再掲】</li> <li>・DV被害により生活保護を受けているなど、困難な問題を抱える女性の世帯について、保護の迅速な決定と適切な制度の運用について、必要に応じて助言指導を行った。</li> <li>・児童扶養手当の支給(定時払い6回・随時払い6回)</li> <li>・未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行った。(給付実績3,032件)</li> <li>・子どもの医療費の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。 助成対象者数(R7):662,623人(母子家庭以外を含む)</li> <li>・ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。 助成対象者数(R7):83,473人(父子・養育者家庭等含む)</li> <li>・支援対象女性の自立に向け、経済的支援に関する情報提供を行った。</li> <li>・埼玉県社会福祉協議会が生活福祉資金の適正な貸付け及び債権管理を行うための費用を助成し、償還指導を通じた自立支援を行った。</li> <li>・ひとり親やその児童及び寡婦の経済的自立・福祉増進のため、必要な資金を貸し付けた。 母子 1,368件 933,645,156円 父子 89件 53,109,739円 寡婦 18件 13,311,288円</li> <li>・退所者に対し、退所後の地域での生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。</li> <li>・退所者に対し、退所後の地域での生活に向け、場合によっては退所先地域に出向き退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。</li> <li>・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。(5件)【再掲】</li> </ul>

施策の方向性	実施した主な施策(令和6年度実績)
基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	
1 支援の中核機関の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30、日曜日、祝・休日 9:30～17:00</li> <li>・インターネット相談 24時間受付</li> <li>・女性弁護士による法律相談 月2回</li> <li>・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回</li> <li>・女性のためのセミナー＆グループ相談会の開催 6回【再掲】</li> <li>・メタバース空間での個別相談・交流会の開催 6回(各3回ずつ)【一部再掲】</li> <li>・様々な問題を抱えた支援対象の入所者に対し、適切な相談・支援を行った。</li> <li>・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催 3回【再掲】</li> <li>・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした各地域における研修会の開催 4回【再掲】</li> <li>・女性相談支援員連絡会議の開催 2回【再掲】</li> <li>・市町村担当会議において女性相談支援員配置を呼び掛けた。(1回)【再掲】</li> </ul>
2 民間団体との連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体を構成団体とした埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議を開催した。(2回)</li> <li>・民間団体スタッフを講師とする、女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催 1回</li> <li>・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。(5件)【再掲】</li> <li>・民間団体や県内で困難な問題を抱える女性への自立支援等を行うスタッフを育成するための講座(3回)及びインターネット(2回)を行った。</li> </ul>
3 関係機関との連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な問題を抱えた支援対象の入所者の実情に応じ、連携・情報共有を行った。</li> <li>・埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議を開催した。(2回)【再掲】</li> <li>・彩の国犯罪被害者支援ワンストップ支援センターの相談支援体制機能の維持 相談件数5,227件</li> <li>・性犯罪被害者等に対する相談、情報提供、費用支出等の継続的な支援を県又は民間団体と連携して実施する。</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動の啓発活動(市町村、民間団体等)</li> <li>・性犯罪証拠採取キットの医療機関への配備 使用件数13件</li> <li>・性暴力被害者支援看護職の養成 養成者数5名</li> <li>・性犯罪被害者等への法律相談の公費負担 相談件数74件</li> <li>・埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議における支援調整会議を設置した。</li> <li>・埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議における支援調整会議設置を呼び掛けた。</li> <li>・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催 3回【再掲】</li> <li>・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした各地域における研修会の開催 4回【再掲】</li> <li>・調査・照会(一斉調査)システムにて国からの通知、照会及び依頼を適宜対応した。(50件)</li> </ul>